

(案)

業 務 委 託 契 約 書

(委託者) 藤枝市 (以下「甲」という。) と (受託者) _____ (以下「乙」という。) は、業務の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

(委託業務)

第 1 条 甲は、次世代モビリティの活用に向けた市民意識醸成業務 (以下「委託業務」という) を、乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

(契約の履行)

第 2 条 甲及び乙は、別添の仕様書に基づいて、この契約を履行しなければならない。

(契約の期間)

第 3 条 契約期間は、令和 8 年 9 月 1 6 日から令和 8 年 1 2 月 3 1 日までとする。

(委託料)

第 4 条 甲は、委託業務に係る委託料として _____ 円 (うち消費税額 _____ 円を含む) を乙に支払うものとする。

2 甲は、前項の委託料を、委託業務履行確認後、乙の適法な請求書の提出があった日から、30 日以内にその指定する口座に振込支払うものとする。

3 甲の責に帰すべき事由により、委託料の支払が遅延した場合には、乙は未受領金額につき、遅延日数に応じて、当該契約締結時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律 (昭和 24 年法律第 256 号) 第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率 (以下「財務大臣が決定する率」という。) を乗じて計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 5 条 乙は、甲の承認を得ないで、この契約に係る権利又は義務を他人に譲渡し、若しくは抵当に供し、又は引受けさせてはならない。

(受注者の責務)

第 6 条 委託業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく「藤枝市における障害を理由とする差別を解消するための職員対応要領」 (平成 28 年 3 月 11 日藤枝市長決定) 第 2 条に規定する合理的配慮の提供について留意すること。

(委任又は下請負の禁止)

第7条 乙は、管理業務の一部を第三者に委託することはできるが、管理業務を一括して第三者へ委託し、又は請け負わせてはならない。

(確約事項)

第8条 甲に対し、乙又は乙の下請負者（下請負者が数次にわたるときはその全てを含む。以下同じ。）は、暴力団関係企業等（暴力団又は暴力団員等若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者をいう。以下同じ。）でないことを確約する。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、この契約を速やかに解除することができる。

- (1) 乙が、この契約を誠実に履行しないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。
- (2) 乙が、この契約の締結又は履行にあたり、不正な行為をしたとき。
- (3) 乙が、銀行取引を停止されたとき。
- (4) 乙又は乙の下請負者が暴力団関係企業等であることが認められたとき。
- (5) 前各号のほか、この契約の条項又はこれに基づく仕様書に違反したとき。

2 乙は、前項の規定により当該契約が解除された場合は、契約解除により甲に対して生じる通常の直接損害を賠償するものとする。

3 甲が、第1項第4号の規定により当該契約を解除した場合には、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わない。

4 第1項による契約の解除が月の途中でなされた場合の当該月の委託料の計算は、第4条第1項の規定による当該年度の委託料から算出した当該月分の委託料を、当該月の業務に従事すべき日数で除して得た額に、業務に従事した日数を乗じて得た額（円未満は切り捨て）とする。

(不当な介入を受けた場合の措置)

第10条 乙は、暴力団関係企業等による不当介入を受けた場合には、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに市への報告及び警察への通報を行い、捜査上必要な協力をするものとする。

(損害賠償)

第11条 乙は、業務の履行にあたり、市または第三者に対し仕様書に定める範囲で損害賠償責任を負うものとする。

(違約金)

第 12 条 乙は、契約の履行遅滞があったときは、遅延日数に応じ、契約金額に財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を違約金として甲に納付しなければならない。

（業務内容の変更等）

第 13 条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、委託業務を一時中止することができる。この場合において業務委託料、又は履行期限を変更する必要があるときは、甲、乙協議のうえ、甲の定める様式により変更業務委託契約を締結するものとする。

（秘密の保持）

第 14 条 乙は、職務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。なお、個人情報取り扱いについては、個人情報取扱特記仕様書による。

（乙の業務従事者の災害に対する措置）

第 15 条 乙は、委託業務の履行に関し生じた乙の委託業務従事者の災害については全責任をもって措置し、甲は何ら責任を負わない。

（乙の法令上の責任）

第 16 条 乙は、委託業務従事者に係る労働基準法（昭和22年法律第49号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定及びその他関係する各種法律等による、労務に関する一切の責任を負わなければならない。

（負担区分）

第 17 条 委託業務の履行のため、乙が使用する電力、ガス、給水及び電話の料金の負担は、履行場所における必要最小限度のものについて甲が負担するものとし、他は乙の負担とする。なお、各業務特記仕様書で負担区分が明記してあるものについては、それぞれの負担区分によるものとする。

（定めのない事項）

第 18 条 前各条に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、決定するものとする。ただし、藤枝市財務規則（昭和52年藤枝市規則第11号）に定めがある事項については、同規則に従うものとする。

この契約の締結の証として、本書2通を作成して甲乙記名捺印の上、各1通を保有

する。

令和 年 月 日

甲 委託者 藤枝市岡出山一丁目 1 1 番 1 号
藤枝市
藤枝市長 北 村 正 平

乙 受託者